プロジェクト項目	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 つながりのある情報と後発事象

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

   (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

   (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」

   (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、第 41 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 10 月 16 日開催）の審議事項 A1-3「公表承認日及び後発事象」において審議した「会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い」について、第 41 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見を踏まえ、再度ご審議いただくことを目的としている。

Ⅱ．事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 18 項参照）。

   (1) サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補足し、補完するものと考えられる。また、適用基準案第 31 項(3)では、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めている。このため、我が国の会計基準に基づき作成した財務諸表において、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い[1]を適用していたとしても、当該財務諸表との間のつながりが理解できるような情報を開示することが認められると考えられる。

   よって、本公開草案の記載を修正したり、新たにサステナビリティ開示実務対応基準を開発したりすることはしない。**（第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり）**

[1] 本資料の別紙参照。

(2) 本論点において、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、解説記事を提供する。**（第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり）**

Ⅲ. これまでの議論

5. 第 41 回サステナビリティ基準委員会では、企業が会社法に基づく計算書類と金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく財務諸表の 2 つを作成する場合、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに発生した修正後発事象について、金商法に基づく財務諸表では開示後発事象に準じた取扱いをするという、我が国特有の取扱いを踏まえた対応について審議を行った。

6. その際、事務局は、会社法監査報告書日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までの期間に関しては、次のとおり、財務諸表の修正を行う必要がある事象に関連する情報（財務諸表に関連する後発事象に関する情報）を入手した場合と、財務諸表の修正を行う必要がある事象に関連しない情報（財務諸表に関連しない後発事象に関する情報）を入手した場合とで、サステナビリティ関連財務開示における対応が異なるとの分析をお示しした。

   (1) 当該期間に財務諸表に関連する後発事象に関する情報を入手した場合、我が国の会計基準に従い作成した財務諸表では、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに従い、開示後発事象に準じて取り扱われることになると考えられるが、つながりのある情報（適用基準案第 31 項から第 33 項）の考え方に照らせば、サステナビリティ関連財務開示においても、適用基準案第 75 項に準じて、適用基準案第 75 項に定める情報を開示することが適切であると考えられる。

   (2) 当該期間に財務諸表に関連しない後発事象に関する情報を入手した場合、我が国の会計基準に従い作成した財務諸表では、特段の対応はなされないと考えられるため、サステナビリティ関連財務開示において、財務諸表との間のつながりを考慮する必要はないと考えられる。このため、この場合には、適用基準案第 74 項に基づき、新規の情報に照らして、報告期間の末日現在で存在していた状況に関連する開示を更新することが適切であると考えられる。

7. そのうえで、本資料第 6 項に示した取扱いについて、強制力がある SSBJ 基準（当委員会が公表するサステナビリティ開示基準をいう。以下同じ。）に定めを置かないこととした場合、実務に多様性が生じ、関連する財務諸表とのつながりのない情報が開示される可能性があると考えられたため、サステナビリティ開示実務対応基準として開発することをご提案した。

8. これに対し、第 41 回サステナビリティ基準委員会では、事務局の提案に賛成する意見が聞かれた一方で、次のような意見も聞かれた。

(1) 財務諸表は本表と注記で構成されている一方、サステナビリティ関連財務開示はすべて開示である。このため、サステナビリティ関連財務開示において、「財務諸表に関連する後発事象に関する情報」と「財務諸表に関連しない後発事象に関する情報」との区分は、曖昧である可能性がある。

(2) 本論点について、関連する財務諸表との間のつながりを理解できるようにする方法として、財務諸表もサステナビリティ関連財務開示も修正しないとする方法もあれば、財務諸表を修正しない一方でサステナビリティ関連財務開示は修正し、その相違について説明する方法もあるなど、内容によって開示の仕方はさまざまな方法が考えられる。このため、本資料第 6 項の事務局提案のように、特定の方法に限定する必要はないのではないか。

(3) つながりのある情報の考え方を示すことは理解できるものの、我が国特有の取扱いを定める基準を開発することで、IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）との間に乖離が生じることを懸念する。このため、サステナビリティ開示実務対応基準ではなく、解説記事として公表することがよいのではないか。

Ⅳ. 事務局による分析

（本公開草案の修正又はサステナビリティ開示実務対応基準の開発の要否について）

9. 第 41 回サステナビリティ基準委員会において、事務局は、「財務諸表に関連する後発事象に関する情報」と「財務諸表に関連しない後発事象に関する情報」を区分し、それぞれについて、サステナビリティ関連財務開示において特定の方法により対応することを求めることを提案した（本資料第 6 項参照）。

10. これに対し、委員からは、両者の区分は曖昧である可能性があり、また、つながりを理解できるような情報を開示するための方法はさまざまあるため、特定の方法によることを求める必要はないとの意見が聞かれた（本資料第 8 項(1)及び(2)参照）。

11. ここで、本資料第 6 項の事務局の提案は、つながりのある情報の考え方に基づいている。この点、つながりのある情報について定めた適用基準案第 31 項では、次のように、3 種類のつながりについて定めており、その 1 つとして、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めている。

つながりのある情報

31.　次の種類のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。

(1)　その情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど）

(2)　サステナビリティ関連財務開示内の開示の間のつながり（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する開示の間のつながりなど）

(3)　サステナビリティ関連財務開示と、その他の一般目的財務報告書（関連する財務諸表など）の情報との間のつながり

12. SSBJ 基準は、ISSB 基準と同様に、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるとの考えを基礎としているが、これは、企業が作成した財務諸表を所与としたうえで、それを補足し、補完するサステナビリティ関連財務開示を作成することを意図していると考えられる。

13. このため、適用基準案第 31 項(3)における、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めるという定めに照らした場合、我が国の会計基準に基づき会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いを適用した財務諸表であるか否かによらず、企業が作成した財務諸表を所与とし、当該財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することになると考えられる。この考え方は、適用基準案第 31 項(3)からおのずと導かれる考え方であるため、基準上、本資料第 6 項のような追加の定めを置く必要はないと考えられる。

14. また、本資料第 8 項(2)において指摘されたように、つながりを理解できるように情報を開示する方法はさまざまであり、内容によって開示の仕方は異なると考えられる。この点については、ISSB 基準においても詳細な定めがないと考えられる。このため、第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案のように、特定の方法によることを求めることは、必ずしも適切ではないと考えられる。

15. したがって、第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案からの変更となるものの、本論点については、本資料第 13 項のように、企業が作成した財務諸表を所与とし、当該財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示しなければならないことを確認することとし、本公開草案の記載を修正したり、新たにサステナビリティ開示実務対応基準を開発したりすることはしないことが考えられるがどうか。

（解説記事の要否について）

16. 本論点については、本公開草案の記載を修正したり、新たにサステナビリティ開示実務対応基準を開発したりすることはしないとした場合でも、実務上、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、一定の指針を示すことが有用であると考えられる。

17. 本資料第 8 項(3)のとおり、解説記事として示すことが適切ではないかとの意見が聞かれていることも踏まえ、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、解説記事を提供することが考えられるがどうか。

Ⅳ. 事務局による提案

18. 以上の検討を踏まえ、本論点については、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補足し、補完するものと考えられる。また、適用基準案第 31 項(3)では、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めている。このため、我が国の会計基準に基づき作成した財務諸表において、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いを適用していたとしても、当該財務諸表との間のつながりが理解できるような情報を開示することが認められると考えられる。

　よって、本公開草案の記載を修正したり、新たにサステナビリティ開示実務対応基準を開発したりすることはしない。**（第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり）**

(2) 本論点において、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、解説記事を提供する。**（第 41 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり）**

ディスカッション・ポイント
つながりのある情報と後発事象に関する事務局の提案（本資料第 18 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

第 41 回サステナビリティ基準委員会の審議資料からの抜粋

会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い

22. IFRS 会計基準において、後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の公表承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいうと定義されており、次の 2 種類に分類できることが定められている（IAS 第 10 号第 3 項）。

(1) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象

(2) 報告期間後に発生した状況を示す事象

23. 本資料第 22 項(1)の後発事象は、翌報告期間に発生する事象であるものの、当報告期間に関連する事象であるため、その内容を反映するように、当報告期間の財務諸表に認識した金額を修正することが要求される（IAS 第 10 号第 8 項）。当該後発事象は、IAS 第 10 号では「修正を要する後発事象」とされているが、本資料では「修正後発事象」という。

24. 本資料第 22 項 (2)の後発事象は、翌報告期間に発生する、翌報告期間に関連する事象であるため、当報告期間の財務諸表に認識した金額を修正することは禁止され、その内容を当報告期間の財務諸表に注記することが要求される(IAS 第 10 号第 10 項及び第 21 項)。当該後発事象は、IAS 第 10 号では「修正を要しない後発事象」とされているが、本資料では「開示後発事象」という。

25. 一方、我が国の会計基準では、後発事象について定義されておらず、監査の基準において、「決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう」と定義されている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」）。このため、我が国では、監査報告書日までの後発事象を会社法に基づく計算書類や金商法に基づく財務諸表に反映する実務となっている。

26. ここで、我が国においては、会社法に基づく事業報告及び計算書類と、金商法に基づく有価証券報告書という 2 つの開示制度がある。それぞれ適用対象企業が定められているが、両者の適用を受ける企業は、会社法に基づく計算書類と、金商法に基づく財務諸表の 2 つを作成することが求められる。前者は、定時株主総会の招集の通知に際して株主に提供

されなければならない（会社法第 437 条、第 438 条第 1 項及び第 444 条第 6 項）ものであるため、定時株主総会前に作成される必要があり、後者は、有価証券報告書に含められ、実務上、定時株主総会後に提出されることが多い。両者は異なる目的で定められた開示制度であるが、同一の企業に関する報告であるため、実務上の配慮がなされている。

27. 開示の趣旨に鑑みれば、会社法の計算書類であっても、金商法の財務諸表であっても、修正後発事象が発生した場合、当報告期間の計算書類や財務諸表を修正することが適切であると考えられる。しかしながら、我が国では、会社法の計算書類と金商法の財務諸表の単一性を重視し、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いをすることとしている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」）。

28. 本資料第 27 項に示した、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いは、我が国の会計基準に従い計算書類及び財務諸表を作成した場合にのみ適用される取扱いであり、我が国の企業が IFRS 会計基準（指定国際会計基準）又は米国会計基準に基づき計算書類及び財務諸表を作成した場合には適用されない。

以　上